

(別紙2)

南魚沼市健診施設等建設工事基本設計業務委託 事業者選定基準

1. 審査方法

- (1) 審査方法は、提出書類に基づく書類審査とプレゼンテーション審査による総合評価とし、評価点数により順位を決定する。
- (2) プレゼンテーション審査は行政職員5名程度で構成する南魚沼市健診施設等建設工事基本設計業務委託に係るプロポーザル審査委員会において評価採点するものとし、各審査委員が採点した合計点数を、その事業者の評価点数とする。
- (3) プレゼンテーション審査では、技術提案書に基づく事業者のプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。
- (4) 提案者が1事業者のみの場合においても、一連の審査を行うこととし、評価点数が各評価項目の評点合計の100分の60を超えていることを条件として、その事業者を候補者とする。

2. 評価項目及び内容

(1) 技術評価（書類審査・プレゼンテーション審査）

評価項目		評価のポイント	評点
業務実施体制		・配置予定者の実務能力、専門知識は十分であるか	10点
業務実施方針	業務への取り組み方針	・施設整備にあたっての基本方針(コンセプト)を踏まえた取り組み方針となっているか	10点
	従事者の人員配置	・担当者の配置人数、専門担当者の配置など、業務執行に関する人員配置体制が充実しているか	10点
	設計工程計画	・業務に関する知識や重要事項が示された設計工程計画となっているか	10点
技術提案	施設の在り方	・前提条件や検討課題について十分な整理がなされた有効な提案か	10点
	ZEB化手法	・前提条件や検討課題について十分な整理がなされた有効な提案か	10点
	建設コスト削減の手法	・前提条件や検討課題について十分な整理がなされた有効な提案か	10点
	追加提案	・仕様にはないが有効と思われる提案があるか	10点
			80点

(2) 価格評価

ア. 価格評価点の算定式は、次のとおりとする。

【算定式】 価格評価点 = 配点 (20 点) × (最低提案価格 / 提案価格)

(注 1) 計算結果は小数点以下を切り捨てる。

(注 2) 価格評価点は 20 点を限度とする。

イ. 参考見積額が見積限度額を超えた場合は失格とする。

(注 3) 見積限度額は「南魚沼市健診施設等建設工事基本設計業務委託に係る一般公募型プロポーザル実施要領」 4. 見積限度額において定めた額とする。